

第1章 計画の概要

1 目的

都市計画マスタープランは、正式名称を都市計画法第18条の2の規定に基づく「**市町村の都市計画に関する基本的方針**」といいます。

それぞれの市町村が自分たちのまちの課題を踏まえ、住民と行政がともに、よりよい都市づくりを進めていく基本的な方針を示すものです。

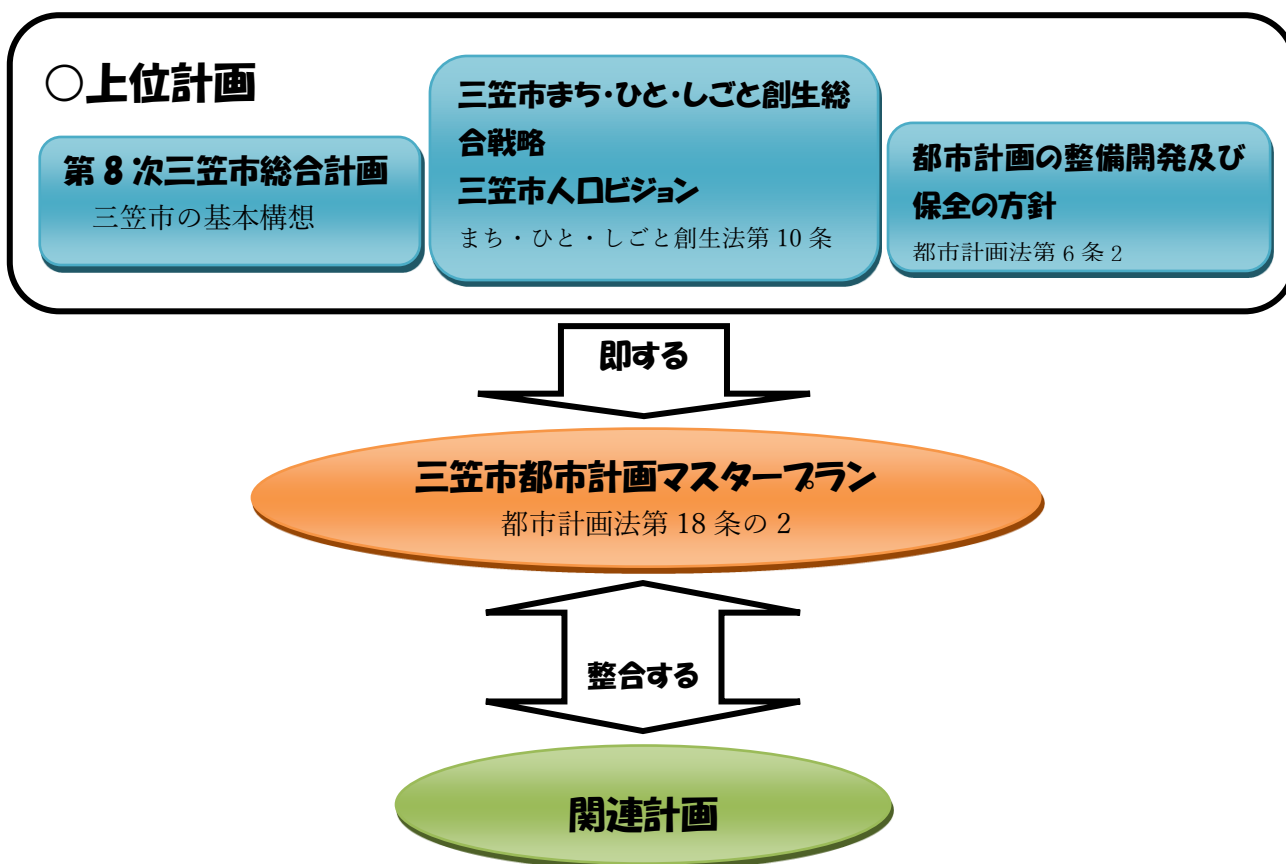
本市は、現在、人口減少と少子高齢化が進行し、地域の過疎化や地域コミュニティの衰退、低未利用地の増大など、数多くの問題を抱えています。

三笠市都市計画マスタープランは、このような地域問題に的確に対応し、市独自の地域性や歴史、文化、風土を踏まえ、用途地域や都市施設などの決定や変更の具体的な都市計画の先導を図ることにより、目指すべき都市の将来像を示すものであり、誰もが「居心地がよい」「住み続けたい」と思えるようなまちの実現のため、都市計画の総合的な指針として策定し、活用を図ります。

2 位置づけ

都市計画法に基づく三笠市都市計画マスタープランは、三笠市の最上位計画である「**第8次三笠市総合計画**」、「**三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略**」及び「**三笠市人口ビジョン**」に即して策定します。

また、各種計画・構想との連携や北海道が定める「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」に即した土地利用や都市施設などの都市計画の基本的方針と位置づけます。



3 計画の活用方針

三笠市都市計画マスタープランは、三笠市の都市づくりについて、次の5点について活用を図ります。

- (1) 三笠市がめざすべき都市の将来像
- (2) コンパクトなまちづくりの基本方針
- (3) 現在抱えている諸問題への対応やこれから伸ばしていく方向性などについての総合的な方針
- (4) 用途地域や都市施設などの決定、変更の具体的な都市計画
- (5) 都市づくりについての市民の理解と参加

4 対象区域

三笠市都市計画マスタープランは、都市計画区域全域を対象としますが、一部都市計画区域外の奔別、桂沢地域についても都市づくりに大きな関わりがあるため、計画の対象とします。

地域区分については、三笠市の住民基本台帳に基づき、地区別行政区を基本に「岡山・萱野地区」、「三笠地区」、「幌内地区」、「清住・唐松地区」、「弥生・幾春別地区」、「奔別・桂沢地区」の6地区とします。

地域区分

地 域 名	字 町 名	都市計画 区 域
岡山・萱野	岡山・萱野・大里	区域内
三 笠	達布・川内・いちきしり・本郷町・宮本町・榑町・高美町・柏町・若草町・美園町・若松町・堤町・幸町・多賀町・有明町・美和町・本町	区域内
幌 内	幌内初音町・幌内新栄町・幌内北星町・幌内春日町・幌内月光町・幌内中央町・幌内住吉町・幌内金谷町・幌内町3丁目・幌内町2丁目・幌内町1丁目・幌内末広町・幌内奔幌内町・幌内本沢町	区域内
唐松・清住	唐松青山町・唐松栄町1丁目・2丁目・3丁目・唐松千代田町1丁目・2丁目・唐松町1丁目・2丁目・唐松常盤町・唐松緑町・唐松春光町・清住町・東清住町	区域内
弥生・幾春別	弥生藤枝町・弥生柳町・弥生双葉町・弥生橘町・弥生町1丁目・2丁目・3丁目・弥生桃山町・弥生花園町・弥生並木町・弥生桜木町・幾春別千住町・幾春別滝見町・幾春別中島町・幾春別町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・幾春別栗丘町・幾春別山手町・幾春別川向町・幾春別錦町1丁目・2丁目	区域内
奔別・桂沢	奔別町・奔別新町・奔別旭町・奔別川端町・奔別川沿町・奔別鳥居沢町・奔別中の沢町・奔別沢・奔別本沢町・西桂沢・桂沢	区域外

5 計画期間

三笠市の都市計画マスタープランの計画期間は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものとして、平成20年(2008年)から20年間としています。